

# 第9回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

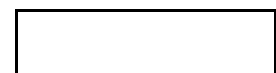
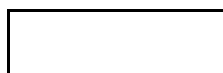
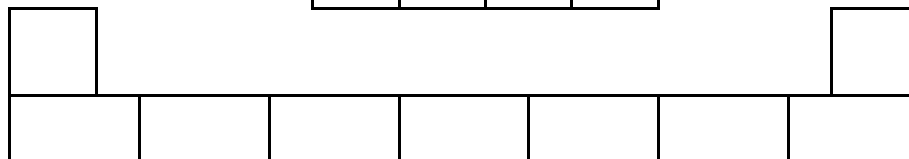
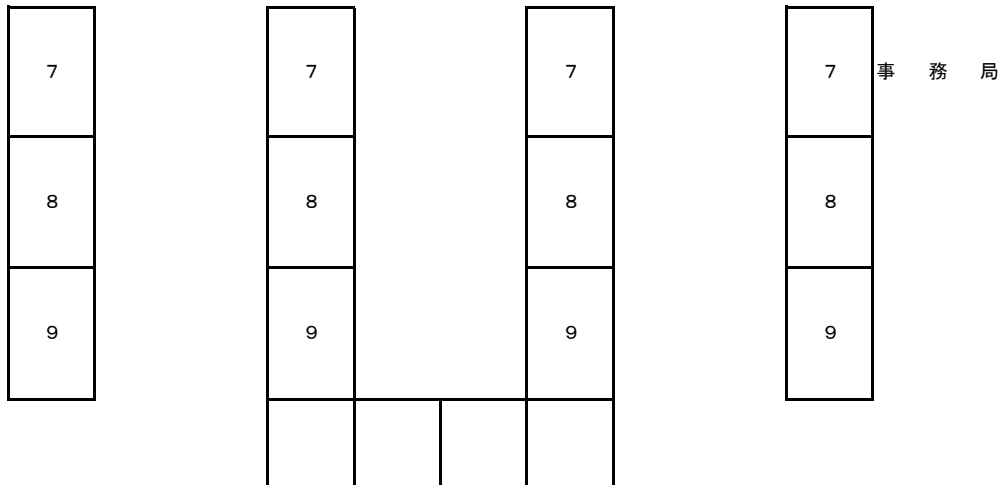
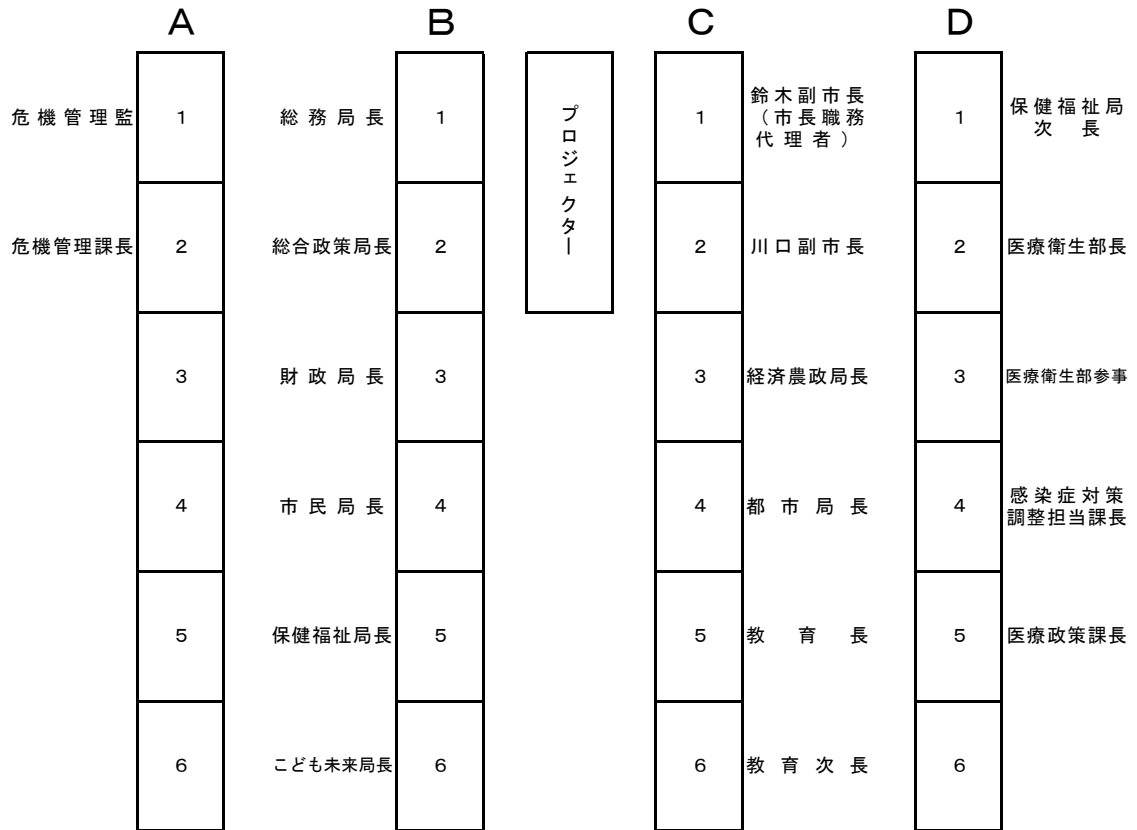
日時 令和3年3月6日（土）10：00～  
場所 本庁舎3階 第一会議室

## 次 第

- 1 開会
  
- 2 本部長指示
  
- 3 議事
  - (1) 各部等からの報告
  
  - (2) 今後の対応
  
- 4 閉会

# 新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第9回）

令和3年3月6日  
第一会議室



入口




入口

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）

千葉市のデータは千葉市民に関するもの


3月4日版

## 直近1週間の状況（先週比）





 <b>千葉市 新規感染者数</b> （人口10万人あたり）2月24日～3月2日累計	13.0人（△2.4人）
 <b>千葉市 陽性率</b> （1週間平均）2月22日～2月28日 ※	3.9%（△0.5 <sub>ポイント</sub> ）
 <b>千葉県 陽性率</b> （1週間平均）2月21日～2月27日 ※	5.1%（+0.9 <sub>ポイント</sub> ）

※陽性率は速報値のため、後日更新される場合があります。

## 新規感染者の状況（先週比）

 <b>千葉市 現在の感染者数</b> 3月2日時点	<b>重症</b>	3人（+2人）
	<b>中等・軽症等</b>	199人（+1人）

## 病床の状況

 <b>千葉市の病床数から見た状況</b> （ステージ0～4）2月28日時点	<b>ステージ 4</b>
 <b>千葉県の病床確保計画</b> （フェーズ1～4-2）2月28日時点	<b>フェーズ 4-2</b>
 <b>千葉県 病床使用率</b> 2月24日時点（先週比）	50%（△13 <sub>ポイント</sub> ）
 <b>千葉県 重症病床使用率</b> 2月24日時点（先週比）	23%（△3 <sub>ポイント</sub> ）

## 市民のみなさまへのお願い（3月4日）

- 緊急事態宣言が発出されています。
  - ①日中も含め外出自粛（生活に必要なものだけに、夜20時以降は特に自粛を）
  - ②飲食時、食事中は黙って、会話の際はマスクを着用すること
  - ③感染予防についての不確かな情報に惑わされないこと
  - ④適切な感染予防対策と運動で心身の健康維持に努めることをお願いいたします。
- 謝恩会・歓送迎会・お花見・春休みの外出等のシーズンを迎えますが、同居家族以外の方との会食や飲食・ホームパーティー・旅行は控えましょう。
- 感染拡大防止のため、市施設の夜間利用を停止するとともに、引き続き休館・利用制限等を実施しています。また、イベントや講座等は中止や延期となる場合があります。ご利用予定の方はホームページをご覧ください。施設や主催者にご確認ください。

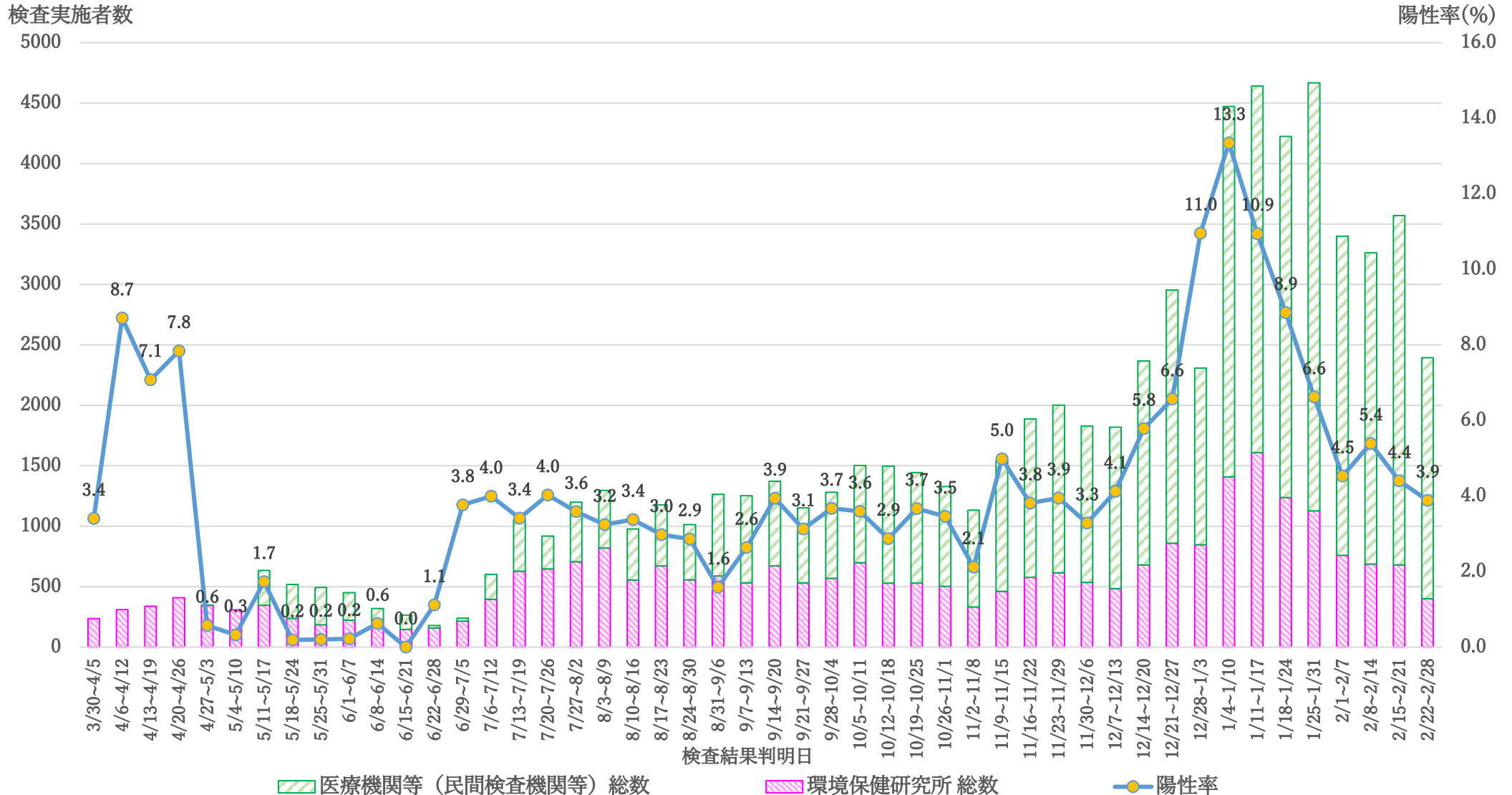


### 注意すべき感染事例

職場の仲間複数人で飲みに行ったら大半が陽性に。自分たちも店内も感染対策が十分ではなかった。

# 市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率

2月28日時点

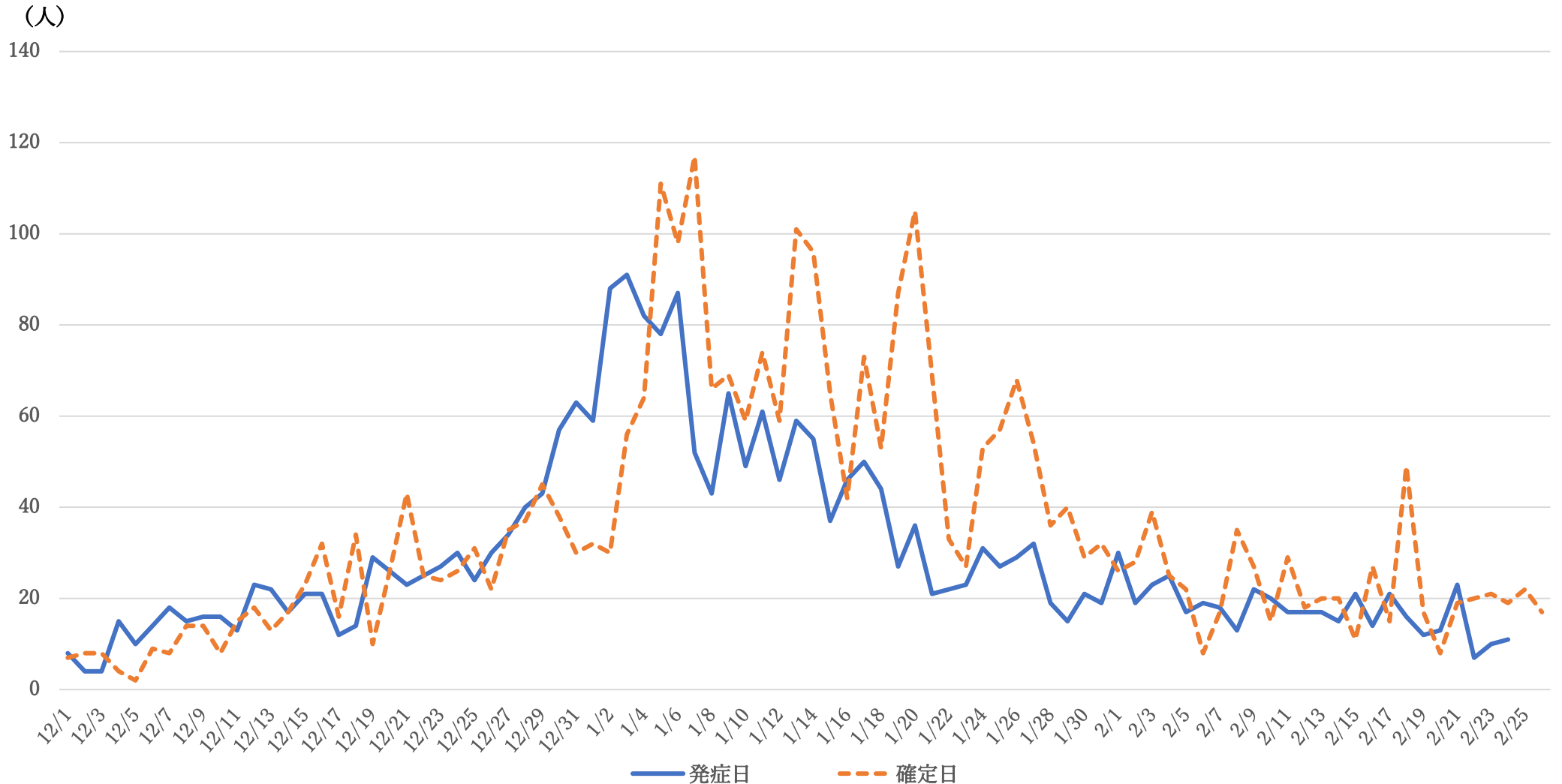


※医療機関等（民間検査機関等）の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

# 感染者数（発症日・確定日別）



3月2日発表分まで

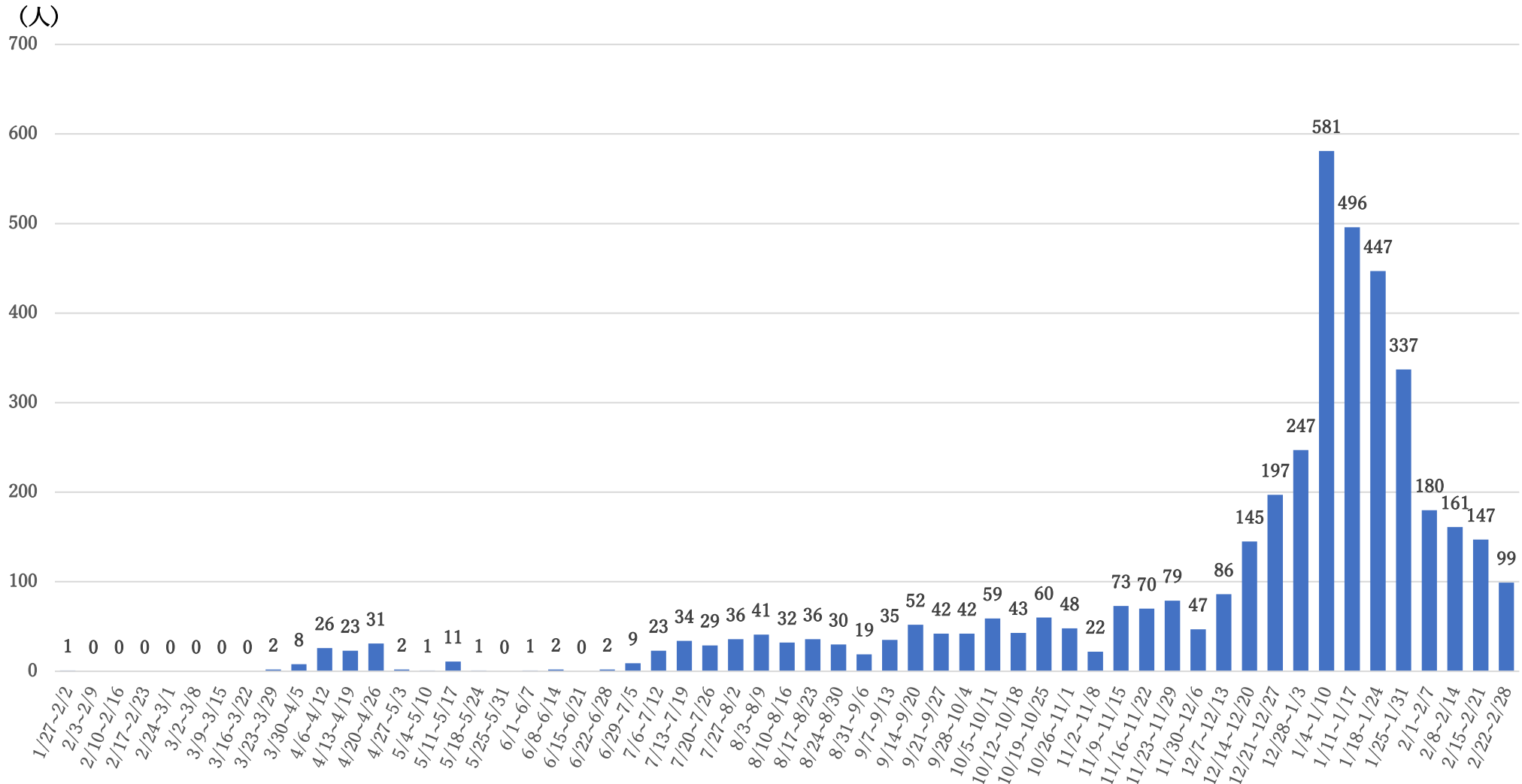


※公表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

# 市内感染者の発生状況（確定日）



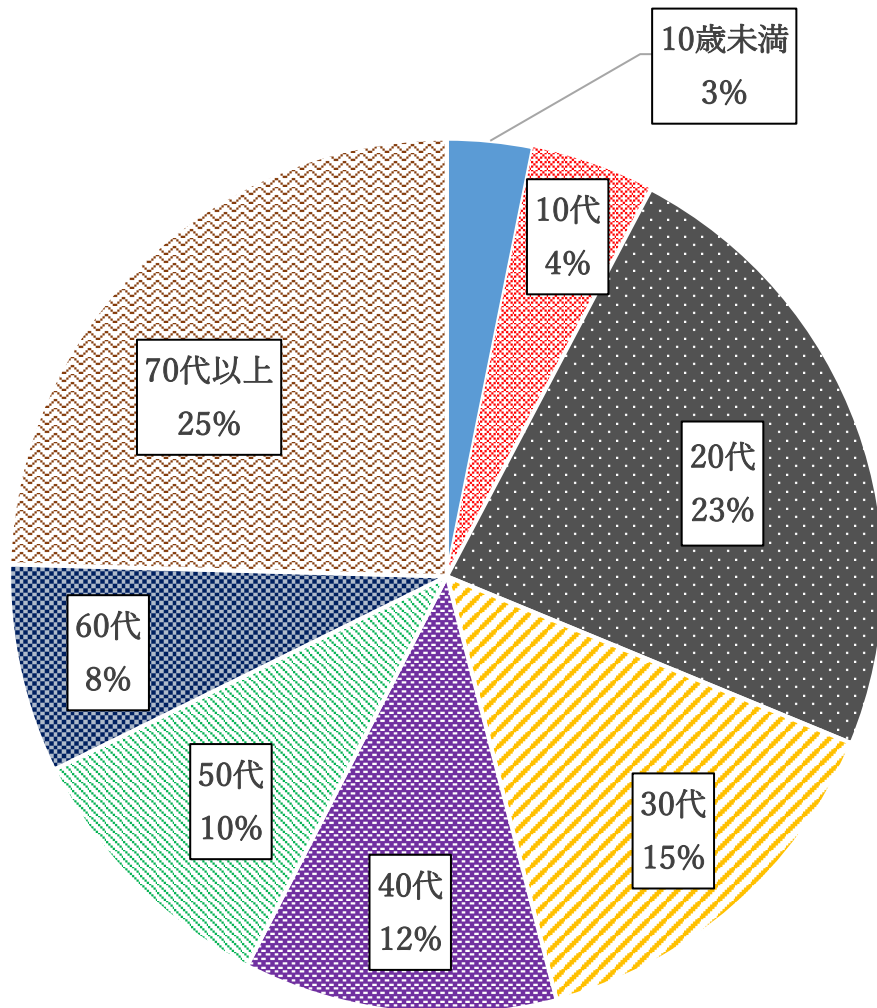
2月28日時点



※公表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

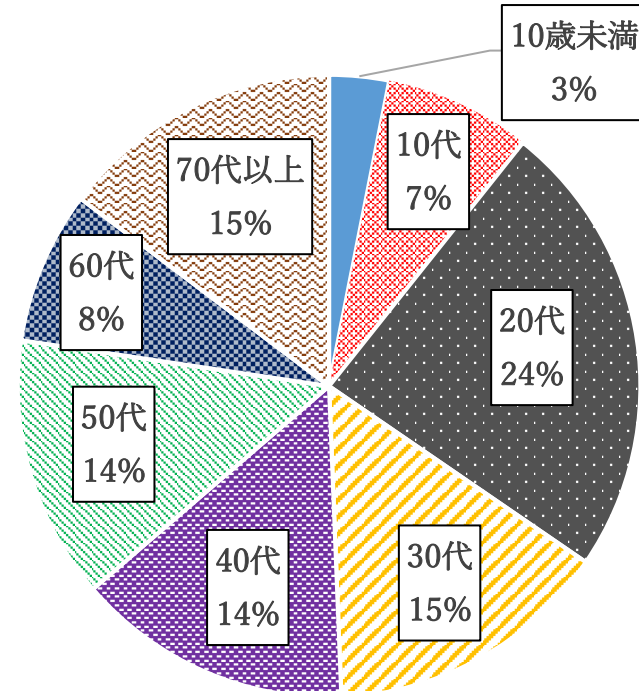
# 感染者の年代別内訳

直近2週間（令和3年2月15日～2月28日）



ここ2週間は、高齢者施設での集団感染の発生により、70代以上の割合が多くなっています。

参考：全期間（令和2年1月31日～令和3年2月28日）

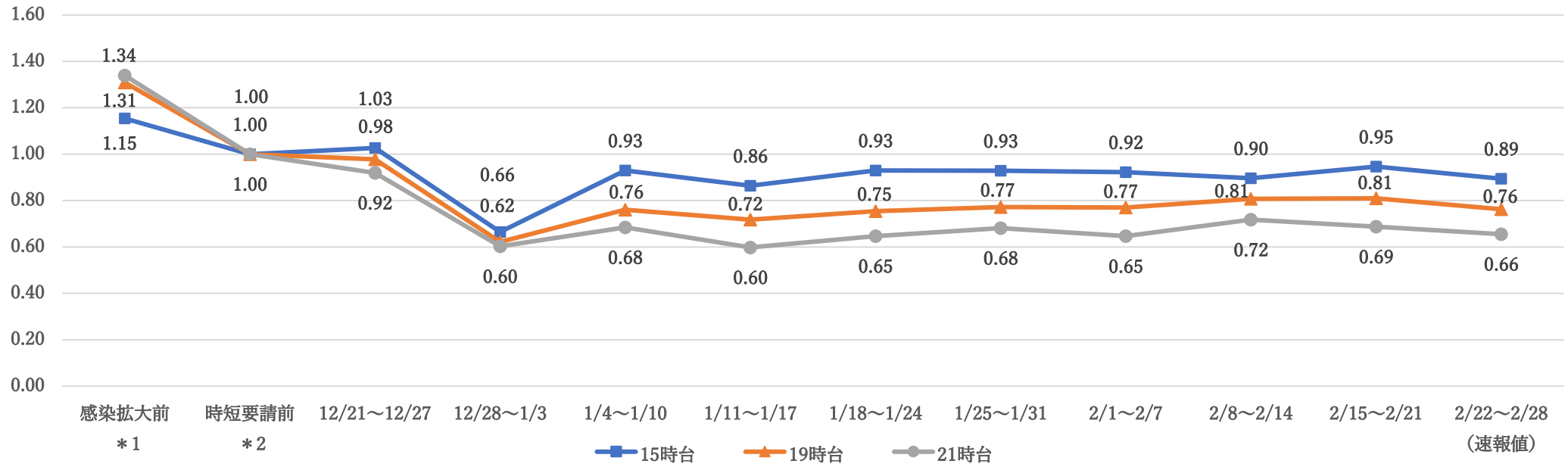




# 人流データ（千葉駅周辺の人の流れを1週間単位で集計したもの）



2月28日時点



千葉駅周辺	感染拡大前 *1	時短要請前 *2	12/21 ~ 12/27	12/28 ~ 1/3	1/4 ~ 1/10	1/11 ~ 1/17	1/18 ~ 1/24	1/25 ~ 1/31	2/1 ~ 2/7	2/8 ~ 2/14	2/15 ~ 2/21	2/22~2/28 (速報値)
15時台	1.15	1.00	1.03	0.66	0.93	0.86	0.93	0.93	0.92	0.90	0.95	0.89
19時台	1.31	1.00	0.98	0.62	0.76	0.72	0.75	0.77	0.77	0.81	0.81	0.76
21時台	1.34	1.00	0.92	0.60	0.68	0.60	0.65	0.68	0.65	0.72	0.69	0.66

データ提供元: 株式会社Agoop

\*1 新型コロナウイルス感染症対策室(内閣官房)のウェブサイトに基づき、2020/1/18~2/14の平均値と基準値\*2との割合とする。

\*2 2020/12/14~2020/12/20の平均とし、この数値を基準とする。

\*3 月~日を1週間とし、その平均値と基準値\*2との割合とする。

各時間帯とも、1月8日の緊急事態宣言を受けて人の流れは少なくなり、減少傾向を維持している。

# 新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）

日時：令和3年3月5日（金）

20時00分～20時20分

場所：官邸2階 大ホール

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 基本的対処方針等諮問委員会会長提出資料

資料3 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

資料4－1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案

資料4－2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案（新旧対照表）

資料5 防疫措置の強化

資料6 新型コロナウイルス感染症への対応

# 最近の感染状況等について

令和3年3月5日(金)

厚生労働省

## <感染状況について>

- ・ 全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、1月中旬以降(発症日ベースでは、1月上旬以降)減少が継続、直近の1週間では10万人あたり約5人となっているが、2月中旬以降減少スピードが鈍化しており、下げ止まる可能性やリバウンドに留意が必要。

実効再生産数：全国的には、1月上旬以降1を下回っており、直近で0.84となっている(2月14日時点)。1都3県、大阪・兵庫・京都、愛知・岐阜、福岡では、1を下回る水準が継続。(2月15日時点)

- ・ 入院者数、重症者数、死亡者数、療養者数も減少傾向が継続。一方で、60歳以上の新規感染者数の割合が3割を超えており、重症者数や死亡者数の減少は新規感染者数や入院者数の減少と比べ時間を要する見込み。

**【地域の動向】** ※新規感染者数の数値は、報告日ベースの直近1週間合計の対人口10万人の値

- ①首都圏 東京では、新規感染者数は減少傾向が続き、約13人と、ステージⅢの指標となっている15人を下回った。神奈川、埼玉、千葉でも新規感染者数の減少傾向が続き、それぞれ、約8人、約9人、約14人となっている。一都3県全体でも減少傾向であるが、感染者数の減少スピードが鈍化し、東京、千葉では依然として15人に近い水準となっている。いずれも新規感染者数、療養者数の減少に伴い、自治体での入院等の調整も改善が続き、ステージⅣの指標を下回るなど負荷の軽減が見られるが、病床使用率が高い地域もあるなど医療提供体制に厳しさが見られる。
- ②関西圏・中京圏・九州 いずれも新規感染者数の減少が継続し、大阪を除き、5人を下回る水準となっている。いずれも医療提供体制に厳しさは見られるが、新規感染者数、療養者数の減少に伴い負荷の軽減が見られる。一方、大阪などでは、高齢者施設等でのクラスターは継続。高齢者の入院に伴う負荷の増加には留意が必要。
- ③上記以外の地域 概ね新規感染者数の減少傾向が続いている。一方で、一部の地域でクラスターが発生しており注意が必要。

## 【変異株】

- ・ 英国、南アフリカ等で確認されその影響が懸念される変異株は、現状より急速に拡大するリスクが高い。国内では変異株感染例が継続的に確認され、自治体による積極的疫学調査も受けて、感染者とクラスター報告数の増加傾向が見られる。

## <感染状況の分析>

- ・ 緊急事態措置区域の4都県では、実効再生産数は、0.9程度の水準で、新規感染者数の減少傾向は継続しているものの、減少スピードが鈍化。首都圏では、感染源やクラスターの発生場所が不明な例が多く、夜間の人流の再上昇の動きも見られており、リバウンドを起こさず、減少傾向を続けることが重要。
- ・ クラスターは、高齢者施設での発生が継続し、地域により飲食店でも引き続き発生している。また、各地で若年層の感染者数の下げ止まりの傾向や感染が縮小した地域でのクラスターの発生も見られ留意が必要。
- ・ 新規感染者数の減少は、周辺地域に比べ都市部で遅れている。変異株のリスクもある中で、減少傾向を維持できる取組が必要。緊急事態宣言下でも変異株感染者の増加傾向がみられ、今後社会における接触機会の増加や、感染対策の緩みが生まれることで、既存株から置き換わっていく可能性もあり、これまでよりそのリスクが拡大する懸念がある。

## ＜必要な対策＞

- 新規感染者数の減少を継続することにより、医療提供体制の負荷を軽減し、ワクチンを安定して接種できる体制の確保、変異株拡大等のリスクを低減させることが重要。そうした中で、緊急事態宣言の解除がリバウンドを誘発することへの懸念に留意が必要である。特に、首都圏では、他地域と比べると感染者数が多く、感染が継続した場合の他地域への影響も大きい。感染の再拡大を防ぐためには、できるだけ低い水準を長く維持することが必要であり、そのため、地域の感染状況等に応じ、積極的疫学調査を踏まえ、その情報・評価を踏まえた対応などさらに感染を減少させるために必要な取組を行っていくことが必要。既に緊急事態措置が解除された地域も同様の取組が必要。
- 感染を減少させるための取組に協力が必要なことについて、国、自治体が一致したメッセージを出していくことが必要。
- 会食における感染リスクを低減させるために、事業者の取組とともに、利用者の会食のあり方を周知することが重要。
- また、年度末から年度初めの恒例行事(卒業式、歓送迎会、お花見)などに伴う宴会・旅行はなるべく避けていただくように効果的なメッセージの発信が必要。
- 今後、再拡大の防止とともに次の波に備えた対応を行うことが重要。具体的には、①ワクチン接種の着実な推進、②変異株対策の強化、③感染リスクに応じた積極的な検査による早期探知や積極的疫学調査の再強化、飲食店及び高齢者施設対策の継続などの感染拡大防止策の推進、④新型コロナに対する医療を機動的に提供するための医療提供体制等の充実などの取組が必要。

## 【変異株】

- 今後、変異株の影響がより大きくなっていくことを踏まえ、その影響を抑えるための対応が必要。このため、先日晒された変異株対策パッケージに基づき、①水際措置の強化の継続、②国内の変異株のサーベイランス体制の早急な強化(民間検査機関や大学等とも連携。国は自治体の検査数等を定期的に把握)、③変異株感染者の早期検知、積極的疫学調査による濃厚接触者および感染源の特定や速やかな拡大防止策、④変異株の感染性や病原性等の疫学情報についての評価・分析(N501Y変異以外のE484Kなどの変異を有する変異株についても実態把握を継続)と正確な情報の発信、⑤検体や臨床情報等の一体的収集・解析等の研究開発等の推進が必要。

## 緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策 についての見解

基本的対処方針等諮問委員会会長  
令和3年3月5日

新型コロナウイルス感染症対策本部におかれては、緊急事態措置が延長された埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県知事に対し、以下で示す基本的対処方針等諮問委員会の首都圏における新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止策に係る見解を伝えて頂きたい。

### 記

首都圏、特に東京都は、

- ・人口規模・密度
- ・社会経済圏の広域性
- ・多くの歓楽街の存在
- ・多様な外国人コミュニティの存在
- ・人々の匿名性
- ・東京23区等の保健所設置区市の存在による連携の困難さ 等

の理由により、他の地域と比べ、隠れた感染源としての「見えにくいクラスター」(※1)が発生しやすく、また、クラスター発生の理由が把握しにくいことから、感染対策が極めて困難な地域である。

首都圏の感染状況については、

- ①新規報告数が夏の感染拡大後の底値と比べ未だ高く、
- ②日本の新規報告数の過半数を占めており、
- ③新規感染者数の減少速度が鈍化しつつある。

また、医療提供体制については解除の基準を満たしたものの、医療提供体制の負荷の減少について、未だ十分であることが確認されていない。

さらに、首都圏では、人々の意識・考え方が多様であり、国や自治体からの要請への協力が得られにくいこともある。実際、ここにきて人流が再び増加する傾向が見え始めている。

上記諸点を踏まえると、東京都を中心とした首都圏において、リバウンド防止のための体制を強化しないままに緊急事態宣言を解除すれば、

リバウンドが生じてしまう可能性が高い。

したがって、緊急事態宣言の延長期間中に、当該都県は、以下の対策の確実な準備・実施及び体制強化を行って頂きたい。

なお、その際には、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(※2)を参考にして頂きたい。

1. 若者のみならず、高齢の方も含め、地域の皆さんが必要な感染防止策を継続して頂くため、国・専門家とともに、それぞれの方に届くよう一体感のあるメッセージを発信すること。特に、年度の切り替わりの恒例行事は控えるよう注意喚起を徹底すること。
2. 感染リスクが高いと思われる集団・場所を特定し、そこを中心に軽症者・無症状者に焦点を当てた検査（モニタリング検査）を行うこと。
3. 保健所設置区市との連携・強化に更なるリーダーシップを発揮し、広域的な疫学情報の集約・分析を強化すること。また、大都市では隠れた感染源としての「見えにくいクラスター」(※1)が存在する可能性を踏まえ、「深掘積極的疫学調査」(※2※3)を実施すること。
4. 陽性例の一定割合について、自費検査機関の協力も得て、変異株用のPCR検査を迅速に実施すること。また、変異株の感染例が確認された場合には、迅速かつ集中的に積極的疫学調査を行うこと。
5. 新規感染者数やPCR陽性率等も踏まえ、疫学情報の分析により感染拡大の予兆が見られた場合には、まん延防止等重点措置の活用も含め躊躇なく迅速に必要な対策を行うこと。
6. 「高齢者施設職員に対する定期的な検査」(※2)を実施するとともに、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合には、その施設に対して、感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるようにすること。
7. さらに、今回の経験も踏まえ、感染の再度の拡大にも対応できるよう病床の確保や療養者支援など医療提供体制・公衆衛生体制の強化を行うこと。

※1: 第16回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言参照

※2: 第25回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言参照

※3: PCR等検査や濃厚接触者等への”前向き積極的疫学調査”に加えて行う潜在的な感染源を同定するための”後ろ向き積極的疫学調査”

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年 月 日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変更案	現行
<p><b>序文</b></p> <p>（略）</p> <p>政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。</p> <p>令和3年2月26日には、<u>感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県</u>の4都県に変更することとした。<u>（削除）</u></p>	<p><b>序文</b></p> <p>（略）</p> <p>政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。</p> <p><u>その後、令和3年2月26日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県</u>の4都県に変更することとした。<u>これらの都県</u></p>



<p>その後、令和3年3月5日に、<u>感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県</u>の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとした。これらの都県については、対策の更なる徹底を図るとともに、<u>感染の再拡大を防止するための取組を進めていくこととする。</u></p> <p>また、緊急事態措置が解除された府県においては、<u>感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>一 <b>新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</b></p>	<p><u>については、引き続き、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況を見極めつつ、緊急事態措置を実施すべき期間の終期である令和3年3月7日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていく。</u></p> <p>(新設)</p> <p>また、緊急事態措置が解除された府県においては、<u>感染の再拡大を防止するため、効果的な感染防止策を講じることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>一 <b>新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</b></p>
---	--

(略)

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長した。

令和3年2月26日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

その後、令和3年3月5日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県を緊急事態措置区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべ

(略)

令和3年2月2日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長した。

その後、令和3年2月26日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、3月1日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の4都県に変更することとした。

き期間を令和3年3月21日まで延長することとした。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(略)

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、P

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(略)

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② (略)

都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、P

CR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。特定都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ定期的に実施するよう求める。また、政府は、緊急事態宣言措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、社会経済活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第16条の2に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めることなどにより環境整備を進めていく。

③～⑩（略）

（3）まん延防止

CR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。特定都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ定期的に実施するよう求める。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、社会経済活動の中で希望により受ける民間検査については、感染症法第16条の2に基づき、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等の協力を求めることなどにより環境整備を進めていく。

③～⑩（略）

（3）まん延防止

1) ~10) (略)

11) クラスター対策の強化

①・② (略)

③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、都道府県は関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである I H E A T (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。感染拡大に伴う優先度を踏まえた積極的疫学調査については、感染状況の改善に伴い改めて対応を強化する。その際には、I H E A T の積極的な活用も図りながら、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、感染源の推定のための調査を含めた強化を図る。

1) ~10) (略)

11) クラスター対策の強化

①・② (略)

③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆候が見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、都道府県は関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組みである I H E A T (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。(新設)

また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の業務の重点化や人材育成等を行うこと、保健所業務の外部委託の活用、I H E A Tの積極的な活用、人材確保の好事例の横展開等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

④～⑥（略）

12）（略）

（４）～（６）（略）

また、都道府県等が連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の業務の重点化や人材育成等を行うこと等により、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

④～⑥（略）

12）（略）

（４）～（６）（略）

# 新型コロナウイルス感染症への対応

令和3年3月5日  
内閣官房・厚生労働省

## モニタリング検査の実施

### 【1. 目的】

- 緊急事態宣言が解除された地域等において、無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆を早期探知、感染再拡大を防止
- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査などの対応を講じる。まん延防止等重点措置も機動的に活用。

### 【2. 実施場所】

- 繁華街・歓楽街、事業所、大学、空港、駅等比較的感染リスクの高い場所を中心に実施（スポットで検査キットを交付する方式・団体検査方式）

### 【3. 対象地域】

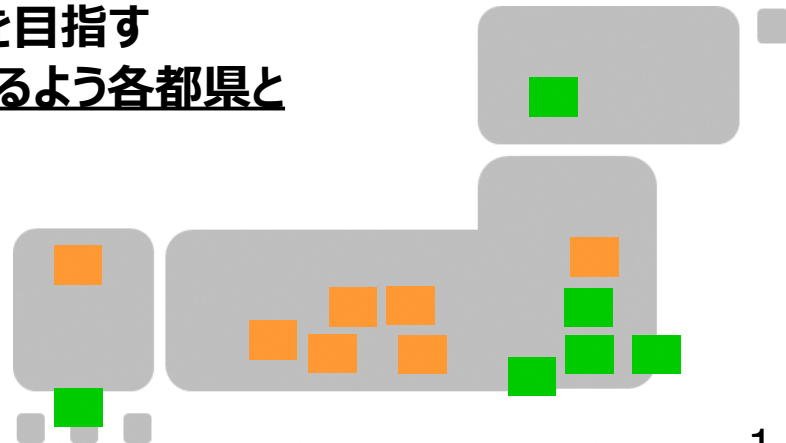
- 栃木県は2月22日から、岐阜県は3月4日から、大阪府、京都府、兵庫県は3月5日から、愛知県、福岡県は3月6日から、それぞれ検査を開始
- 緊急事態宣言が実施されている1都3県、北海道、沖縄県についても検査場所の選定に向けた自治体との調整を順次行い、早期の開始を目指す
- 首都圏についても、解除後に迅速に検査を開始できるよう各都県と調整を進める

### 【4. 規模】

- 段階的に検査数を拡大、1日1万件規模を目指す

### 【5. 検査結果及び分析結果】

- 検査結果や分析に関しては、随時、内閣官房ウェブサイト<sup>1</sup>に公開し、活用を図る





### 保健所による積極的疫学調査の徹底

- 各保健所では、感染が拡大する中で、優先度を踏まえた積極的疫学調査に取り組んできたが、**感染状況の改善に伴い、感染拡大前と同様の対応に戻し、強化していくことが必要**。IHEATの積極的な活用も図りながら、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、**感染源の推定のための調査（後ろ向き調査）を含めた積極的疫学調査の強化**を図る。
- 感染者の入院・入所に当たっての対応や自宅療養者の健康観察等の**各保健所業務の外部委託の活用、IHEATの積極的な活用、人材確保の好事例の横展開**等を通じて保健所の体制強化を図る。

(※) 人員体制の強化については、都道府県単位での専門人材派遣の仕組み（IHEAT）について昨年の1,200名から現在3,000名を確保したところであり、更なる増員を目指す、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を今後2年間で約900名（約1,800名から約2,700名）増員するための地方財政措置を講じる等の取組を進めている。

## 第22回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年3月5日（金）

午後8時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 緊急事態宣言の延長に伴う措置（要請）の内容について
- (3) 感染拡大の抑え込みに向けた今後の取組について
- (4) その他

### 3 閉 会

## 第22回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年3月5日（金）

午後8時20分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 緊急事態宣言の延長に伴う措置（要請）の内容について
- (3) 感染拡大の抑え込みに向けた今後の取組について
- (4) その他

### 3 閉 会

令和3年3月5日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和3年3月5日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を3月21日まで延長、実施すべき区域を千葉県を含む4都県として指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

### 1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、日中も含めた外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。

### 2 県における基本的な考え方 《期間の延長》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 感染リスクの高い場面、特に飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。
- ③ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ3月21日までとする。

### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

《期間の延長、根拠条項の変更及び項目の追加》

#### (1) 県民の皆様へ

##### ○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～昼夜を問わず、徹底！～【第45条1項】

日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、20時以降の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

##### ○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～【第24条9項】

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」

「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL: [https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)

「新しい生活様式の実践例」

URL: [https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

##### ○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・会話の際はマスク～【第24条9項】

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

##### ○ カラオケの利用の際の注意 ～マスク等の着用を～【第24条9項】

カラオケ利用の際は、歌唱中もマスク等の着用をお願いします。

##### ○ 年度末等に向けて行われる行事等の注意 ～歓送迎会などは自粛～【第24条9項】

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものは、親族等での集まりも含めて、自粛してください。花見時期における、県管理の屋外施設での宴会等は、自粛をお願いします。

卒業旅行も、自粛するようお願いします。

卒業式等の行事は、感染防止策を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。

特に、より多くの人が集まる行事、例えば大学の卒業式は、適切な開催の在り方を慎重に判断してください。

## (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ 【第24条9項】

期間：令和3年3月21日（日）まで期間を延長

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。
- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。
- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。
  - ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下
  - ・ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- ※ 上記の人数制限の基準は、原則として令和3年3月6日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。準備が間に合わない場合は、遅くとも令和3年3月8日以降に新規で販売される入場券等に適用してください。
- ※ 同一施設内で、別々に入退場管理する等、人の流れが厳密に管理できる場合（例：同一展示場で、家具展と絵画展等、入退場口の異なる複数の催物が開催される場合）、各催物等に対し、人数上限及び収容率要件を適用しうることに留意すること。ただし、催物開催時に、別々に入退場管理せず、自由な人の移動ができる場合（例：1つの展示会中の催物として、複数の講習会を開催する場合）には、自由移動できる催物全体で人数上限及び収容率要件を適用すること。
- ※ 人数上限及び収容率は、入退場管理が行われ、催物会場内の参加者数が特定できる場合には、催物会場に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。ただし、催物会場に同時に滞在する参加者数が分からない場合は、1日当たりの参加者数などを用い、施設内の収容状況を推定し、人数上限及び収容率を算定すること。
- ※ 上記の人数上限以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。  
URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

## (3) 事業者の皆様へ

- ① 県内全域の「飲食店<sup>\*1</sup>」・「遊興施設<sup>\*2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間：令和3年3月21日（日）まで期間を延長（根拠条項を変更）

- 「20時から5時」は営業しないでください。【第45条2項】
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。【第45条2項】
  - ※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。
  - ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

○ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

特に、以下の事項に留意してください。【第24条9項】

- ・ 徹底した換気を行ってください。
  - ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
- ・ 「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上(目安1~2m)確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽版(アクリル板等)を設置するなどの工夫をしてください。
- ・ 店内での会話の音が大きくなるよう BGM の音量を最小限にするなどの工夫をしてください。
- ・ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。
- ・ 店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いします」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示してください。

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。  
※ 申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

② 県内全域の事業者等の皆様へ【第24条9項】

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組(マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等)や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう、周知してください。
- 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。

- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン\*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。
  - ※ 業種別のガイドライン  
(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
  - ※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」  
(千葉県ホームページ)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>
  - ※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」  
(千葉県ホームページ)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>
- 下表に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続をお願いします。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	宅配・テイクアウト	—
	生活必需品の小売り関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等	



	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
社会の安定の維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

#### 4 緊急事態措置とあわせてのお願いについて 《期間の延長》

##### (1) 飲食店以外の施設の皆様へ

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

期間：令和3年3月21日（日）まで期間を延長

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 上限人数は5,000人かつ収容率は50%までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※ 上記の人数制限の基準は、原則として令和3年3月6日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。準備が間に合わない場合は、遅くとも令和3年3月8日以降に新規で販売される入場券等に適用してください。

- ② 対象：遊興施設\*（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）、サービス業を営む店舗（1,000平米超・生活必需サービスを除く）

期間：令和3年3月21日（日）まで期間を延長

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

## (2) イベント主催者の皆様へ

施設の管理者の皆様へ、20時までの営業短縮をお願いしていることを踏まえ、イベント主催者の皆様も20時までの開催に御留意いただくようお願いいたします。

## 5 その他の事項 《期間の延長》

- ① 「Go To イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけの期限を「令和3年3月7日まで」としていたところですが、当分の間延長します。

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は6月30日までとされております。

- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止の期限を「令和3年3月7日まで」としていたところですが、当分の間延長します。

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

また、全ての宿泊優待券の利用期間「令和3年3月31日チェックアウトまで」(現行)を、「令和3年6月30日チェックアウトまで」に延長します。

### 【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

ただし、協力金の申請手続きに関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター） TEL0570-003-894

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL0570-054-389

# 感染拡大の抑え込みに向けた今後の取組（案）

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1. 県民・事業者への呼びかけの強化

- 感染防止対策の徹底を改めて呼びかけるため、業界団体、学校・関係機関等に対し、個別事業者、従業員や学生等への周知徹底を依頼
  - 複数の媒体を活用した広報・啓発  
（例）知事メッセージ動画のURLを文書やメールに添付し、送付 等
  - 不要不急の外出自粛要請や営業時間短縮要請等に関して、引き続き、見回りや働きかけ活動を徹底
- 等

## 2. モニタリングの強化

- 変異株のモニタリングの強化（サンプリング検査の拡充）
- 感染状況等の分析

## 3. クラスター対策の強化

- モニタリングによるクラスター等対策チームの早期介入
- クラスター等対策チームの拡充
- 高齢者施設等におけるPCR検査の拡充（県内全域で実施）

## 4. 医療提供体制の充実

- 医療従事者へのワクチン接種の開始
- 休日・夜間輪番体制の充実
- 自宅療養者の外来・往診体制整備
- 後方支援医療機関の活用
- 宿泊療養施設の十分な活用

# 感染拡大抑え込みの目標

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 【本県の目標】

- 国の示す指標の「ステージⅢ相当以下」を維持するとともに、  
できるだけ低く抑えていく ※1

### ※1 主な項目

病床稼働率 50%未満（本県の病床使用数＝600床未満）  
療養者数 10万人あたり25人未満（本県の療養者数＝1,565人未満）  
新規報告数 10万人あたり25人/週未満（本県では224人/日未満）

- さらに「ステージⅡ相当以下」の項目をできる限り増やしていく ※2

### ※2 主な項目

病床稼働率 20%未満（本県の病床使用数＝240床未満）  
療養者数 10万人あたり15人未満（本県の療養者数＝939人未満）  
新規報告数 10万人あたり15人/週未満（本県では134人/日未満）

- 新規感染者数については、「ステージⅡ相当」にするためには本県では134人/日未満となるが、2桁かつできるだけ小さい数字を目標とすることとする

## （参考）

項目	本日の数値 (3月4日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
医療提供体制等の負荷			
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 最大確保病床の占有率	49.4%(593/1,200)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	46.9%(593/1,264)	1/4(25%)以上	—
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 最大確保病床の占有率	11.7%(21/180)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	22.8%(21/92)	1/4(25%)以上	—
② 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	21.87人	15人以上	25人以上
監視体制			
③ PCR陽性率	4.74% (3月1日時点)	10%	10%
感染の状況			
④ 新規報告数	14.08人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
⑤ 直近一週間と先週一週間の比較	1.03	直近一週間が 先週一週間より多い	直近一週間が 先週一週間より多い
⑥ 感染経路不明割合	39.2%(345/881)	50%	50%

# 感染拡大防止のための市民の皆様へのお願い

令和3年3月

緊急事態宣言が3月21日まで再延長されました。

謝恩会・歓送迎会・お花見・春休みの外出等のシーズンを迎えますが、特に、同居家族以外の方との会食や飲食・ホームパーティー・旅行は控えましょう。

## 外出は

✓ 時間と場所を選んで、人混みを避けて

## 食事は

✓ 混雑していない場所で

✓ お酒は控えめに

✓ 感染対策のできているお店で

✓ 短時間で

✓ 大声を出さない

✓ 会話の際はマスク着用

### 良い例

- ・ 家族でランチをする際に、混雑していない、感染対策のできているお店を選んだ。
- ・ 公園の桜が満開だったので、友人と散歩をしながら桜を楽しんだ。



### 悪い例

- ・ 転勤する同僚の送別会で、同じ部署のみんなでお酒を飲んだ。
- ・ 卒業式の日の夜、友人の家に数人で集まって卒業パーティーをした。
- ・ 友人と公園に集まり、お酒や食べ物を持ち込んでお花見をした。



## 高齢者施設等従事者向けPCR検査集中実施事業について

### <事業概要>

#### 1 目的

高齢者施設等における新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、施設等での感染拡大を防ぐため、従事者に対するPCR検査を集中的に実施するもの。

#### 2 対象者

市内の「高齢者施設・事業所」、「障害者施設・事業所」、「保護施設」の全ての従事者  
(約2,000カ所、約27,000人)

入所施設だけでなく、通所、訪問、ケアマネ事業所など全てのサービスの従事者が対象。

#### 3 検査の流れ

(1) 市が協定を締結した検査機関が事業所からの検査申込みを受け、当日又は翌日に検査キットを事業所に送付。

(2) 事業所は、従事者の検体を検査機関に送付。

(3) 検査機関は、検体受領後24時間以内に検査結果を事業所に通知。  
(検査申し込みから最短で3日で通知される。)

※全ての従事者が1回は検査を受けるよう促していく。

#### 4 実施期間

令和3年3月1日(月)～令和3年3月31日(水)

### <実績> ※3月4日時点

申込状況			検査結果状況		
申込事業所数	申込者数	うち、入所系施設従事者	陽性	陰性	検査中又は検体未提出分
508	10,292	4,819	0	158	10,134

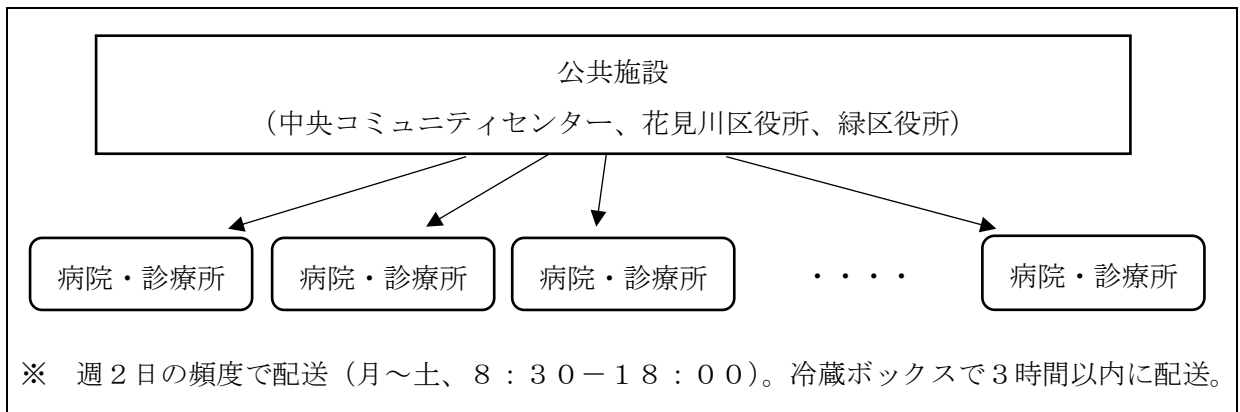
## 新型コロナウイルスワクチン接種の取組状況等について

### 1 接種体制の構築に向けた取組状況

#### (1) 病院・診療所における接種（個別接種）

公共施設から各病院・診療所にワクチンを小分けにして配送し、市内約300か所（令和3年3月5日時点）の病院・診療所においてワクチン接種を実施。

⇒ 配送元となる公共施設を中央コミュニティセンター、花見川区役所及び緑区役所とする。



#### (2) 中央コミュニティセンターにおける接種（集団接種）

日曜日に、中央コミュニティセンターにおける接種を実施（9：00～17：00）。

⇒ 従事する医師、看護師等を調整中。

#### (3) その他

高齢者施設等の入居者に対し、施設での接種を実施。

⇒ 施設に対して、接種希望や接種対象者の調査を実施中。

### 2 コールセンターの実施状況

令和3年3月1日（月）、ワクチン接種に関する相談等を受けるコールセンターを開設（最大50人体制）。

⇒ 受電状況

日にち	3/1（月）	3/2（火）	3/3（水）	3/4（木）
受電数	73件	36件	30件	20件

### 3 接種開始時期及び接種券発送予定時期

国からは、4月中の国から千葉県へのワクチンの供給が以下のとおりとなるとの連絡を受けている。

4月 5日の週 県全体で 2箱（約1,000人分）

4月 12日の週 県全体で10箱（約5,000人分）

4月 19日の週 県全体で10箱（約5,000人分）

⇒ 市民（まずは高齢者25万人）への接種を本格的に開始できるのは5月以降となる見込み。  
接種券の発送も4月中旬以降となる予定。

## 新型コロナウイルスワクチン接種体制を決定し、ワクチン接種コールセンターを開設します

千葉市では、本年4月以降に開始される新型コロナウイルスワクチン接種に向けて準備を進めています。

このたび、接種体制を決定し、千葉市コロナワクチン接種コールセンターを開設しますので、お知らせします。

### 1 接種体制

千葉市医師会の協力により、かかりつけ医など身近な医療機関で接種を行う「個別接種」を中心に行い、補完的に市の公共施設において「集団接種」を実施する体制で進めます。

#### (1) 個別接種

市民の利便性を確保するため、身近な医療機関（病院・診療所）で接種を受けることのできる体制を整えます。また、特にかかりつけ医での接種は安心感があるだけでなく、接種を受ける方の状況を把握しているため、円滑な接種が期待できます。

##### ア 接種実施医療機関数

約300カ所（令和3年2月24日時点。順次拡充予定。）

##### イ ワクチンの配送

市の複数の施設にディープフリーザーを設置し、各医療機関へワクチンを配送します。

#### (2) 集団接種

日曜日に、千葉中央コミュニティセンターを接種会場として実施します。

##### ア 場所

千葉中央コミュニティセンター6階体育館（中央区千葉港2-1）

##### イ 実施時間

9:00～17:00

#### (3) その他

接種の開始日については、決まり次第お知らせします。

なお、高齢者施設等の入居者については、施設での接種を実施する予定です。

#### [参考]

接種開始予定時期	対象者	人数	接種券発送時期（予定）
4月以降	高齢者（65歳以上）	約25万人	3月下旬
以降順次 ※時期未定	基礎疾患保有者	約6万人	以降順次 ※時期未定
	高齢者施設等従事者	約1.5万人	
	上記以外の方	約50万人	



## 2 「千葉市コロナワクチン接種コールセンター」の開設

接種場所や予約方法の確認、接種手続、その他ワクチン接種に関する相談窓口として、ワクチン接種コールセンターを開設します。

<千葉市コロナワクチン接種コールセンターの概要>

(1) 開設日

令和3年3月1日(月)

(2) 電話番号

0120-57-8970(通話料無料)

(3) 開設受付時間

8:30~18:00(土曜・日曜・祝日も開設)

※耳や言葉の不自由な方は、電子メールでお問い合わせいただけます。

【電子メール】[cv-call@city.chiba.lg.jp](mailto:cv-call@city.chiba.lg.jp)